

松阪市告示第 299 号

松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱を次のように定める。

令和 2 年 10 月 19 日

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市（以下「市」という。）が提供を受ける松阪市広告入りおくやみハンドブック（以下「冊子」という。）の製作及び無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冊子の使用範囲)

第 2 条 この要綱に基づき製作され、無償提供された冊子は、埋火葬許可証の交付時及び市民等からの求めに応じて窓口で配布するものとする。

(冊子の内容)

第 3 条 冊子を製作し無償提供する者（以下「製作者」という。）は、広告掲載事業者及び冊子等の使用者に対し、自らが広告の製作者であることを明確にしなければならない。

2 冊子の広告掲載面積は、冊子の表紙を含むページ数の 1/2 分の 5 を超えてはならない。

3 製作者は、広告内容、色、形状等の冊子の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けなければならない。

4 製作者は、市の行政情報を冊子に掲載する際は、その内容について市長と協議しなければならない。

5 製作者は、同一年度内の冊子の数量、納入の時期、期間、場所等について市長と協議しなければならない。

(冊子掲載の広告内容等の基準)

第 4 条 冊子に掲載できる広告は、死亡というライフイベントに関するもの又は市内における産業の発展に資するもので、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成 19 年松阪市規則第 1 号。以下「規則」という。）

第 4 条の規定を遵守するものでなければならない。

(製作者の募集、決定等)

第 5 条 市長は、製作者の募集をするときは、募集期間、選定基準その他必要

な事項について、別に募集要領を定め、広く周知するものとする。

- 2 冊子の製作に応募しようとする者は、松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、規則第7条に規定する松阪市広告審査委員会において、この要綱及び規則の規定を遵守しているか等を審査の上、応募者の適否について決定するものとする。ただし、申込者が市との協定等により類似の事業を実施している法人についてはこの限りではない。
- 4 製作者の選定については、前項の規定により適合と認められたものの中から、第6条に規定する選定委員会において企画内容、デザイン、業務実績等を総合的に判断し、決定するものとする。

（選定委員会）

第6条 製作者を選定するため、松阪市広告入りおくやみハンドブックの無償提供者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、次に掲げるもので構成する。
 - （1）環境生活部長
 - （2）戸籍住民課長
 - （3）その他戸籍住民課に属する係長級以上の職員4人以内
- 3 選定委員会に、委員長を置き、環境生活部長をもって充てる。
- 4 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、緊急を要する場合又は会議の開催を要しないと認められる場合は、書面を回付することで会議に代えることができるものとする。

（協定書の取り交わし）

第7条 市長が製作者を選定したときは、冊子の製作及び無償提供に関して、市長と製作者双方で協定書を取り交わすものとする。

（掲載広告内容等の審査）

第8条 第5条第4項の規定により選定された製作者は、冊子に掲載する広告掲載事業者及び広告内容（以下「掲載広告」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 松阪市広告審査委員会は、前項の規定により提出された掲載広告がこの要綱及び規則の規定を遵守していることを審査し、当該掲載広告の適否について決定する。

（問題発生時の対応）

第9条 製作者は、掲載広告に関する苦情等の責任の一切を負い、速やかに解決にあたらなければならない。

2 製作者は、掲載広告及び広告掲載事業者に問題が生じたときは、速やかに市長に報告し、当該冊子を回収し代替の冊子を提供しなければならない。

3 製作者の都合により協定を解除する場合は、製作者は、協定締結期間が終了するまでの間における市の冊子作製に係る費用を負担しなければならない。

(使用の中止)

第10条 市長は、冊子の使用が適当でないと認めたときは、冊子の使用を中止することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。